

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」(裏面参照)となっています。(H24. 4. 1～)

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

※「発症後5日を経過」は、発症した次の日から数えて5日を経過していること。

「解熱後2日を経過」は、解熱した次の日から数えて2日を経過していること。

治 癒 報 告 書

飯山市立城南中学校長 様

年 組 番

生徒氏名 _____

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名 _____ 印